

しまだ大井川マラソンinリバティ空港利用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 しまだ大井川マラソン実行委員会委員長(以下「委員長」という)は、しまだ大井川マラソンinリバティ大会(以下「大会」という)を開催し、全国から集まる参加者を「おもてなしのこころ」でお迎えするとともに、富士山静岡空港(以下「空港」という)の利用を促進するため、空港を利用して大会に参加するランナーの航空運賃に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助対象等)

第2条 補助の対象は、空港を利用して大会に参加するランナーとする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、空港を利用して大会に参加するランナーの航空運賃とする。

2 前項の「航空運賃」とは、空港を利用して大会に参加するランナーの航空機の利用に要する運賃であって、富士山静岡空港(静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例(平成20年静岡県条例第22号)に規定する静岡空港をいう。以下同じ。)の利用に係るものをいう。

(補助額)

第4条 補助金の額は前条第1項の航空運賃 10,000円(往路又は復路のいずれかのみについて富士山静岡空港を利用する場合にあっては、5,000円)とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、しまだ大井川マラソンinリバティ空港利用補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、委員長に申請しなければならない。

(1) 搭乗証明書(搭乗券の半券の写し)

(2) 請求書(様式第2号)

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年10月1日から施行する。